



生活指導便覧 第8号



令和4年10月4日(火)
あきる野市立東中学校
生活指導部

衣替えと服装・着こなしについての確認

新型コロナウイルス感染者はピーク時よりも減少していますが、依然として高止まり傾向が続いています。今後
も更衣時の「密」を避けるために【体育の授業がある日は体育着・ジャージ登校】【体育の授業のない日には標準服
登校】を継続します。標準服で生活する場合は、冬服でも夏服でもどちらでもよい衣替え移行期間となっています。
冬服の着用は10月17日(月)からとしますので、事前に準備をお願い致します。

10月からは後期となり、今年度も残りは約6ヶ月です。改めて生徒手帳にも記載されている服装についての決ま
りを抜粋して確認します。

通常時の標準服		
	男子用	女子用
夏服	●夏用学生ズボンを着用する。	●膝にかかる程度の長さの夏用ジャンパースカート(グレー)を着用する。
冬服・防寒着	○学生服を着用し、指定のボタン、指定の裏ボタン、カラー、左襟部に校章をつける。 ●冬用学生ズボンを着用する。	○ブレザーを着用する。 ●膝にかかる程度の長さの冬用ジャンパースカート(紺)を着用する。
共通	○セーターやカーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。 ○マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。 ○ストッキングやタイツ等は無地でベージュまたは、紺か黒とする。また、ワンポイントまでは可とする。	○白のYシャツかブラウスカポロシャツとする。 ○ポロシャツは、ワンポイントまで可とする。 ○Yシャツ、ブラウス、ポロシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ○Yシャツ、ポロシャツとも第2ボタンからは閉める。 ○シャツはズボンにしまう。
体育着・ジャージ		
	男子用	女子用
Tシャツ・短パン	○体育着のTシャツが原則だが、白でワンポイントまでの半袖なら可とする。 ○Tシャツはクルーネック(丸首)以外のデザインは禁止とする。 ○Tシャツの下は肌着やインナーを着用し、Tシャツは短パンにしまう。 ○体育大会当日は、体育着のTシャツを着用する。 ●体育着の短パンが原則だが、紺か黒でワンポイントまでなら可とする。	○白のYシャツかブラウスカポロシャツとする。 ○ポロシャツは、ワンポイントまで可とする。 ○Yシャツ、ブラウス、ポロシャツの下は肌着やインナーを着用する。 ○Yシャツ、ポロシャツは、第2ボタンからは閉める。 ブラウスは第1ボタンから閉める。
ジャージ・防寒着	○マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。 ○部活動で着用するウインドブレーカー等でも可とする。 ○ジャージの下に着用するセーターやカーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。 ○ストッキングやタイツ等は無地でベージュまたは、紺か黒とする。また、ワンポイントまでは可とする。	○マフラーや手袋、コート類は、各自のロッカーで管理できるサイズのものとする。 ○部活動で着用するウインドブレーカー等でも可とする。 ○ジャージの下に着用するセーターやカーディガンは、無地で、色は紺、黒、グレーとする。また、ワンポイントまで可とする。 ○ストッキングやタイツ等は無地でベージュまたは、紺か黒とする。また、ワンポイントまでは可とする。

自転車運転について

9月21日（水）～30日（金）までの間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

①歩行者の安全確保、②夕暮れ時や夜間の事故防止、③自転車の安全確保と交通ルール等の遵守の徹底など、一人一人が交通安全意識を高くもって未然に事故を防ぎ、命を落とすことのないよう心がけることが重要です。



東中学校では全校の約1/3近くが自転車通学です。自転車通学者には、ヘルメットの着用を義務づけています。本来であれば、安全面の観点から徒歩通学であるところですが、利便性を考え、自転車での登校が特別に許可されています。と同時に、交通ルールやマナーを守ることにも義務となってきます。ヘルメットをしっかりと着用するとともに、ルールやマナーを守り、安全に十分、気をつけて登下校してください。

1 自転車の人身交通事故の特徴

- (1) 出会い頭の事故が多い
- (2) 安全確認不足、一時不停止が主な原因
- (3) 事故の70%はルール違反が原因

- (1) 交差点における確実な安全確認
- (2) 「自転車安全利用5則（※）」の遵守
- (3) ルール、マナーの遵守
- (4) スピードの出しすぎの注意

※ ①自転車は車道が原則、歩道が例外 ②車道左側通行 ③歩道は歩行者優先で車道寄り徐行 ④安全ルールの遵守 ⑤子供はヘルメットの着用

2 自転車の交通事故による運転者の責任

- (1) 刑事上の責任・・・死亡またはケガをさせた場合の償い（懲役・禁固または罰金）
- (2) 民事上の責任・・・被害者への償い（慰謝料、治療費、損害賠償[数千万円の判例あり]、修理代等）

※ 東京都民は自転車の保険加入が義務付けられています。

- (3) 社会的責任・・・世間の厳しい目、批判（退学、進路への影響、家族への影響、転居等）
- (4) 自分への責任・・・事故を起こした人は一生、後悔に苛まれます。

3 交通事故を起こしてしまった時の適切な対応

- (1) 被害者救護・・・まずは「けが人の救護」を優先します。必要に応じて救急車を手配します。
- (2) 安全化措置・・・周囲の安全確認後に、慌てずに自転車等を安全な場所に移動します。
- (3) 警察に通報・・・交通事故の届け出（事故証明）をします。保護者や学校へも連絡します。

登下校について

定期的に登下校の様子を見に行くことにしています。東中学校に関わっている方はもちろんですが、地域の方も生徒の皆さんに関心を抱いて生活しています。「登下校の様子が良くなった」とお褒めの言葉をいただくこともあれば、反対に“お叱り”を受けることもあります。

具体的には、

- ・道路で広がって歩いている、広がって自転車を運転していて危険。
- ・「止まれ」の標識があるにも関わらず、止まらずに自転車を運転している。
- ・校門を出て右側にある横断歩道のところで集団で話をしている。農道の方へ渡るのかと思って車を止めたが渡らずに話していた。

等です。

通学路は中学生だけでなく、様々な方（お年寄り・大人・高校生・小学生・幼児等）が利用しています。集団で広がって歩いている時など、話に夢中になってしまい周囲のことまで考えが及ばなくなっていないですか。

「止まれ」の標識に従って自転車の速度を落として止まることは、左右の状況を確認したり、急に飛び出してくる子どもに対応するなど突発的な事態にも備えるためでもあります。自分と自分以外の人を守るためにも、お互いに気持ちよく生活するためにも、交通ルールやマナーを意識しましょう。「主体的」に時間、場所、場面を判断できる力を身につけ、学校でも地域の中でも過ごしていきましょう。

裏へ

新型コロナウイルス感染症に関する自宅待機期間・出席停止について

保健便りでもお示ししていますが、自宅待機期間と出席停止について再度確認です。
療養期間は全て出席停止扱いになります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

日数		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
本人陽性	発症した日が0日目。 7日間出席停止、8日目より出席停止 解除可能、登校可。	発症及び、 起算日	7日間							登校可	解除可能	
	濃厚接触者であったが、発症した。 発症した日が0日目。起算日再設定。 2+7日間出席停止、10日目より出席停止 解除可能、登校可。		7日間							登校可	解除可能	
濃厚接触	発症又は感染対策を講じた日の遅い方を 0日目とする。 5日間出席停止、6日目より出席停止 解除可能、登校可。		5日間					登校可	解除可能			
	家庭内の別の家族が陽性となったため、 起算日再設定。 2+5日間出席停止、8日目より出席停止 解除可能、登校可。		5日間					登校可	解除可能			
本人、家族が 発熱、咳等風邪 症状があるとき	症状がなくなった日の翌日まで出席停止。 症状がなくなった日の2日目より出席停止 解除可能、登校可。		症状あり		出席停止			登校可	解除可能			

青春ってすごく密

今年の夏の甲子園は宮城県代表の仙台育英高校が初優勝しました。これは東北地方に所在する学校としても初の快挙として大きく報じられました。決勝戦後のインタビューで仙台育英高校の須江航監督が「青春ってすごく密なので」という言葉を使い、とても印象に残りました。大人は知っているのに、現在の高校生や中学生にはコロナ禍によって無くなってしまったり、制限されたりしてしまった【本来過ごせたはずの時間】、【本来経験できるはずだったこと】等に思いを巡らせての発言でした。コロナ禍の先行きの見えない時間を過ごす中でも仙台育英高校の選手達は全国の強豪校に勝つことを目標にどんなときも諦めず鍛錬を積み続けたそうです。

東中学校でも日常生活の中での制限や行事の縮小などを行っています。徐々に本来の生活様式に戻そうと考えていますが、いつまでこの状況が続くのかわかりません。この優勝は私たちにとって改めて目標をもち、努力することの大切さを教えてくれたと思います。どんな状況に置かれたとしても自分を見失わず、目標に向かって頑張りましょう。自分がブレそうになったら、目標に立ち返ったり、誰かに相談してみましよう。今しかない、今しかできない青春を心残りのないように過ごしてください。

お知らせ

10月11日(火) 5・6校時に交通安全教室を実施します。スタントマンによる交通事故の再現を見学します。保護者・地域の方への公開は致しませんのでご了承ください。詳細は以下の通りです。交通安全への意識を高める機会としましょう。

- ・時速40kmで走行してくる車両に自転車が衝突する事故 ・自転車の悪い乗り方
- ・歩行者優先道路での自転車すり抜けによる事故 ・見通しの悪い交差点での事故 ・横断歩道での事故
- ・複数の悪い乗り方による事故 ・トラックの左折巻き込みによる事故 ・夜間のライト無灯火による正面衝突